

# 受章おめでとうございます

☎ 総務課 (25) 8000

## 秋の叙勲・危険業務従事者叙勲・褒章

栄えある平成30年秋の叙勲、第31回危険業務従事者叙勲  
および平成30年秋の褒章の市内受章者を紹介します。

(順不同)

### 叙勲

《旭日双光章》 地方自治功労

西川 喜代治さん  
元高島市長

### 危険業務従事者叙勲

《瑞宝双光章》 教育功労

高橋 博志さん  
元公立小学校長

《瑞宝双光章》 警察功労

入江 義春さん  
元滋賀県警部

《瑞宝单光章》 消防功労

大村 勇さん  
元高島市消防団副団長

《瑞宝双光章》 防衛功労

手林 耕造さん  
元2等陸尉

### 褒章

《黄綬褒章》 業務精励 (農業)

石津 文雄さん  
現農業

《瑞宝双光章》 防衛功労

仲田 剛さん  
元1等陸尉

《瑞宝单光章》 警察功労

小川 多久美さん  
元京都府警部

《藍綬褒章》 酒類業振興功績

福井 芳郎さん  
元滋賀県小売酒販組合連合会会長

## 湊田 隆さんに瑞宝双光章

元安曇川町助役 湊田 隆さん(88)が、地方自治功労により瑞宝双光章を受章され、10月24日(水)に高島市総務部長からご本人に伝達されました。

湊田さんは、昭和61年から2期8年間、安曇川町助役として町の発展に貢献されました。今後のますますのご健勝とご多幸をお祈りします。



## 故吉田 秀治さんに旭日单光章

元マキノ町議会議員 故吉田 秀治さんに地方自治功労として旭日单光章が授与され、10月24日(水)に高島市総務部長からご家族に伝達されました。

吉田さんは、昭和46年から通算5期20年間、マキノ町議会議員として、町の発展に貢献されました。



【保存版】

## 『お酒とのよい付き合い方』

年末・年始にかけては、飲酒の機会が多くなります。適量なら「百葉の長」ともいわれるアルコールですが、続けて飲むと自分でも気づかぬうちに徐々に量が増えて、体に影響が及びやすいという性質も持っています。そうすると「百葉の長」ならぬ「百害の長」に。それでは、“適量”とはどのくらいなのでしょう？

適切な飲酒とは、日本酒に置き換えると・・・

≪1日平均 1合以内≫

▼あなたの飲酒量は、大丈夫？

1合	<b>節度ある適度な飲酒</b> (女性や65歳以上の高齢者はその半分)
2合	<b>生活習慣病のリスクを高める飲酒量</b> (女性や65歳以上の高齢者はその半分)
3合	<b>危険な多量飲酒</b> 事故やさまざまな社会問題を引き起こし、アルコール依存症にもつながります。

▼日本酒1合と同程度のお酒の量

品名	清酒1合	ビール	チューハイ	焼酎	ウイスキー	ワイン
量(ml)	180	500	350	100	60	200
アルコール度数	15%	5%	7%	25%	43%	12%

アルコール依存症で治療が必要な人は、国内で100万人以上と推測されています。なかには、「酒をやめないといけない・・・でもやめられそうにない。」と悩んでいる方もおられるかもしれません。

県内にアルコール治療をしている医療機関や相談窓口、酒害から回復した当事者団体「断酒同友会」などもあります。勇気を出して相談してみませんか？ まずは、お電話ください。

健康推進課 ☎(25) 8078

## 地域防災力を強化しました！

消防総務課 ☎(22) 5401

### 消防ポンプ自動車を更新しました！

新旭第2分団第5部(深溝)に配備していた消防ポンプ自動車が、配備から23年が経過し老朽化が激しいため更新しました。

新しい車両には安全面を重視したポンプ操作盤と、夜間の災害にも対応できるよう大型照明装置(ナイトスキャン)を装備しています。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化によって、皆さんの安全と安心を確保します。



新しい車両の前で記念撮影

### 宝くじの収益がコミュニティ活動に役立てられています

コミュニティ助成事業で、消防操法用水槽を宝くじの助成金で購入しました。

消防団員は、消防操法という火事が起きたときに安全・確実・迅速に活動するための訓練をしており、その訓練には今回購入した水槽が必要不可欠です。

この水槽を使い、さらに訓練を重ね、消防団育成と地域防災力の強化につなげます。



交通安全政策課 ☎(22) 0058

市内で発生する交通事故の約40%が高齢者が関係する事故です。中でも一時不停止による出会い頭事故が特に多く、どれだけ気を付けていても予期せぬ事故に巻き込まれることもあります。そのような状況の中、セーフティーたかしま、交通安全推進協議会では、滋賀県警察本部に新たに導入された「出前型運転者危険予測トレーニング装置(KYT)」を使った高齢運転者事故防止講習を実施し、18人の方に参加いただきました。



シミュレーターを使った危険予知体験の様子

県警本部では自家用車を使い、普段の運転に近い状態で運転能力を計測する「オブジェ」の受講生を募集しています。

ご自身の運転能力を見直すきっかけに受講してみてください。詳しくは、お問い合わせください。

滋賀県警察本部 交通企画課

☎077(522)1231

人権施策課 ☎(25) 8524

### 特設人権なんでも相談所

ひとりで悩まずに人権擁護委員会にご相談ください。相談は無料、予約は不要、秘密は厳守します。

▼日時 12月3日⑩ 13時30分～  
▼場所 マキノ支所、今津老人福祉センター、朽木支所、安曇川公民館、高島支所、本庁新館

### 高島市人権のつどい

私たち一人一人が、お互いの人権を意識し、尊重・互助・共生の地域社会の実現を目指して開催します。参加は無料です。

▼日時 12月2日⑩ 13時30分～  
▼会場 ガリバーホール  
▼内容 人権啓発優秀作品表彰、記念講演「人権と向き合う」講師：サニーフランシス氏

## 運転中のあらゆる危険を予測しましょう！

12月4日～10日は人権週間です  
みんなで築こう 人権の世紀  
考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合おう



昨年の人権のつどい

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える1週間です。私たち一人一人が、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。人権について、相談がある方は、お近くの人権擁護委員・事務局・市役所人権施策課までお問い合わせください。

- 全国共通人権相談ダイヤル ☎0570(003)110
- 子どもの人権110番 ☎0120(007)110
- 女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
- 外国人権相談ダイヤル ☎0570(090)911
- 大津地方務局人権擁護課 ☎077(522)4673



12月3日～9日は障害者週間です

### 誰もが暮らしやすいまちについて みんなで考えてみませんか？

「障害者差別解消法」は、障がいがあってもなくても、だれもお互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らしやすいよう、差別を解消し、共生の地域社会をつくることを目指して制定されています。

#### 【不当な差別的対応の禁止】

正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、障がいのない人には付けないような条件を付けたりするのを禁止しています。

#### 【合理的配慮の提供】

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときは、負担になりすぎない範囲で、社会的生活を営む上での妨げとなるバリアを取り除く配慮をすることがあります。

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、皆さんのちょっとした配慮や気付きが必要です。

○目が不自由な方には、分かりやすく、具体的な説明が喜ばれます。

○耳が不自由な方には、身振り手振りで会話をする事ができます。大きな動作で、分かりやすく伝えましょう。

○目に見えない障がいもあります。マナーと思いやりをもってお手伝いしましょう。

平成30年度高島市障害者虐待防止啓発事業

### 障がいってなんだろう？ 誰もが抱える「生きづらさ」 を一緒に考える

～障がいのある方に本音を聞いてみよう～

権利擁護の視点を学び、権利侵害や虐待を未然に防ぎ、一人一人が大切にされるための地域づくりを、市民の皆さんと福祉関係者が一緒になって考えます。

お気軽にご参加ください。

- ▼日時 12月8日(土) 13時30分～15時
- ▼場所 安曇川公民館
- ▼参加費 無料
- ▼主催 高島市障がい者自立支援協議会

高島市障がい者相談支援センター コンパス  
☎(22) 5553

障がい福祉課 ☎(25) 8516

### 交通事故などで保険診療を受けた場合は 30日以内に届け出をお願いします！

交通事故など第三者（加害者）の行為によって受けたけがや病気などの医療費は、本来、加害者（相手方）が負担することが原則ですが、届け出により国民健康保険や後期高齢者医療保険で保険診療を受けることができます。

この場合、国保や後期高齢者医療広域連合が一時的に治療費を立て替えて、後日、加害者に請求しますので、警察だけでなく、保険年金課または各支所へ速やかに届け出をしてください。

また、医療機関を受診する際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。

#### 【このような場合も】

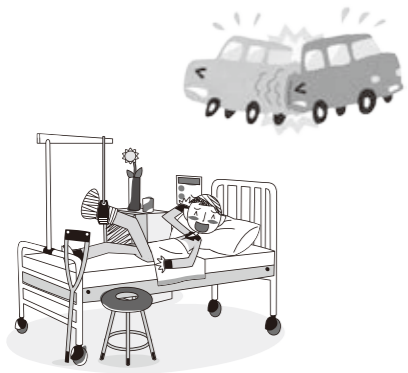
##### 第三者行為となります！

- ◆自転車同士の事故
- ◆暴力行為によるけが
- ◆他人の飼い犬にかまれた
- ◆他人から提供された食事で食中毒になった など

#### 【注意】

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。

- ※次の場合は対象外です。
  - ・勤務中や通勤途中での事故（労災保険の対象になります）
  - ・不法行為（飲酒運転など）による事故



国民健康保険に関すること

☎ 保険年金課 ☎(25) 8137

後期高齢者医療に関すること

☎ 高島市後期高齢者医療広域連合 ☎(22) 3013

一人一人の農業者を応援する

### 農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。

また、配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

#### 【積立方式の年金です】

自らが納めた保険料とその運用収入を年金の原資として積み立て、その額に応じて年金額が決まる積立方式の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料が決まらぬ、いつでも見直すことができます。（通常加入は月額2万円から千円単位で選択。）

#### 【終身年金で保証付きです】

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳までに亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡

一時金として遺族（一定の要件を満たした方）に支給されます。

#### 【税制上の優遇措置があります】

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金などの合計額が120万円までは全額控除となります。

詳しくは、農協または、農業委員会事務局にお問い合わせください。

高島市農業委員会事務局 ☎(25) 8513

### 除雪作業にご協力ください

岡上木課 ☎(22) 2001

迅速で円滑な除雪作業のために、次の3点について皆さんのご協力をお願いします。

#### ●路上駐車をしないでください！

除雪作業が遅れたり、できなくなったりします。また、事故の原因にもなりますので、路上には駐車をされないようお願いします。

#### ●目印をつけてください！

石垣や庭木などは、除雪作業時に確認ができません。破損する恐れがあります。赤い布切れなどを付けた2m程度の竹竿を立てていただくなど、目印をお願いします。

#### ●枝打ちをしてくださー！

道路際の竹や木などが、降雪や着雪により道路側に倒れ、通行の妨げになります。土地所有者で枝打ちや伐採をお願いします。

※除雪作業の際、雪のかたまりが宅地の出入り口をふさぐことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

